

事件名	デラックストレーニング箸事件
判決日・事件番号	東京地判平成 28・4・27（平成 27(ワ)27220)
出典	最高裁 HP
事案の概要	幼児用の箸およびその図画の著作物性が争われ、著作物性が否定された事案。
請求の結論	棄却
関係条文	著 2 条／著 10 条／著 112 条
著作物の種別	美術の著作物
原告著作物	幼児用箸， 幼児用箸のデザイン図画
著作物性	棄却
被告行為	被告商品目録記載 1 ないし 20 に示される「デラックストレーニング箸」という商品名の各幼児用箸を被告が製造販売する行為
権利の種類	複製権， 翻案権
主な争点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原告が原告各製品に係る著作権を有しており，被告による被告各商品の製造及び販売が同著作権（複製権又は翻案権）を侵害するか。 2. 原告が原告図画に係る著作権を有しており，被告による被告各商品の製造及び販売が同著作権（複製権又は翻案権）を侵害するか。 3. 原告が，被告の上記 1 又は 2 の製造販売行為により幾らの損害を受けたか。
判旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原告各製品が，実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得るような美的特性を備えているということとはできない（もとより純粋美術と同視し得る程度の美的特性を備えているということもできない）。以上によると，原告各製品は，著作権法 2 条 1 項 1 号所定の著作物には当たらないというべきである。 2. 原告図画は，原告各製品ないしこれに類似する製品を製作するための，あくまで工業用のデザイン画の域を出ないものと認められる。そうすると，原告図画は，「学術的な性質」を有する図面（著作権法 10 条 1 項 6 号）とはいえないことはもとより，直ちに著作権法上の著作物に当たるとはいえない。
キーワード	著作物性 工業用デザイン 意匠 特許 不正競争 複製権 翻案権
特記事項	大阪地裁平成 25 年(ワ)第 2464 号事件， 知財高裁平成 25 年(ネ)第 10110 号事件
作成者コメント	本件原告製品が、美的鑑賞の対象となり得るような美的特性を備え得ているとは言えず、著作物に該当しないとする裁判所の判断は、従来の裁判例通りである。原告は、本訴訟に先立って、不正競争防止法及び特許権に基づく侵害訴訟を提起しているが、棄却されている。また、原告は、本訴訟提起時に、意匠権侵害も主張しているが、被告側から無効の抗弁および先使用の抗弁を主張され

	たことにより、同請求を放棄している。工業製品・工業デザインの著作物性が否定された事案としては、平成11年(ワ)第2377号〔街路灯デザイン事件〕、平成元年(ネ)第2249号〔ニーチェア事件〕などがあり、特に新しい論点は含まれていないが、意匠、特許・実用新案、不正競争、著作、商標等の多面的な観点から議論できる事案だと思われる。
作成者	南方美岐
作成日	平成28年8月14日